

保存資料

昭和34年10月

ゴルフ・キャディーの労働実態調査

労働省 婦人少年局

目 次

1. 調査の目的	1
2. 調査の方法	1
3. 調査の観点	1
4. 調査の結果	4
Ⅰ ゴルフ場の概要	4
(1) 企業形態	4
(2) 開場期間	6
(3) 経営状況	6
(4) 開閉場時刻	7
Ⅱ キャディー数	11
Ⅲ スクールキャディー	14
(1) 採用方法	14
(2) 使用時期	15
(3) 家庭の状況	15
(4) 労働態様	18
(5) 賃 金	25
Ⅳ 災害発生状況及び災害補償	29
Ⅴ 福利厚生施設等の状況	32

Ⅵ	使用者の意見	33
Ⅶ	結 語	35

ゴルフ・キャディーの労働実態調査

1. 調査の目的

近來、ゴルフの盛況に伴ない、全国的にゴルフ場が増設され、ゴルフ・キャディーの数もとみに増加の傾向がうかがわれる。

キャディーの業務はその性質上、18才未満の年少者が大半を占め、義務教育課程にある低年齢児童の就業も相当数にのぼるものと思われるので、これら児童の労働実態を調査して年少労働保護施策に資する。

2. 調査の方法

この調査は、北海道、東北、関東、東海、甲信越、近畿、中国、四国、九州の開場が確定視されるゴルフ場11ヶ所を対象として、所定質問事項に基づく通信調査方法を取り、東京近郊のものについては調査員が直接出向いて、面接、観察調査を実施した。

調査時期は昭和34年8月1日～末日の間である。

3. 調査の概況

近來のゴルフ熱は尋まじいものがある。

戦前のゴルフ人口に比べると10数倍も増加し、数十万

に達するといわれる。ゴルフ場の数は全国で約130にのぼるが、すでに建設を終り開場準備中のものを含めると、約250名にも達し、なお、建設計画中のものも相当数にのぼるといわれている。

またこれを裏書きするように、ゴルフ練習場がわずかの空地や、ビルの屋上に設けられ、その数も急激に増加している。

これはゴルフ遊技が戦前、一部の人々の会員制によるスポーツ娯楽として門戸を閉ざされていたものが、戦後に一般客にも開放された娯楽ともいわれるが目にしめるような緑の野で、さんさんたる陽光の下にプレーを競うという、正って環境が良く、健康的な遊技そのものに魅力が存するからであろう。

また一面遊技が大家化されたとはいえ、ゴルフリンクの持つ貴族的な、高踏的な雰囲気が大きな魅力となっているものと思われる。

さらにもう一つの注目される理由としては、戦前宴席等で行われた商取引の場が、ゴルフ場に移りつつあるためともいわれる。

右のような状況により、今後益々キャディー数が増加す

ることは必至であり、特に、低年齢児童のキャディーが多いとみなされるので15才未満の義務教育課程にある児童の就業を中心として次の諸点に調査の視点を置いた。

オ一氏は、ゴルフ場の業種は何んであるかが問題となる。ひとまず、労働基準法オ8条オ14号に定める娯楽場の業種として考えられるが、この場合、15才未満の低年齢児童の就業は、労働基準法オ56条オ2項の除外例が認められず、女子年少者労働基準規則オ10条によって使用許可を得ることができ難いことになる。ゴルフ場が一般娯楽場と趣きを異にすることは、その環境等からみて自明なことであるが、一面特殊な業態であるので、その実態と、低年齢児童のキャディー数の把握を必要としたものである。

オ二氏は仮りにその就業を認めても、—— 修学時間と関連した児童の労働時間が問題である。

オ三氏はキャディーが携帯するクラブバックの重量である。女子年少者労働基準規則オ9条には、年齢別、性別に18才未満の年少者が取扱う重量物の取扱について、細かく制限しており、キャディーの歩行距離等と対応して、許容できるものか、どうか問題とされる。

々 調査結果

I ゴルフ場の概要

調査対象は全国 117 ゴルフ場であつたが、未開場、その他の理由で、実際に把握のできた事業場は 82 事業場である。

(1) 企業形態

才 1 表によつて、ホール数別に、ゴルフ場の規模をみると、1 コース、18 ホールが正規のものとされるが、1 コース、18 ホールのゴルフ場が、67 % を占め、9 ホールのものが 20 % で、以下 36 ホール、27 ホール

才 1 表 企業形態

ホール数別	調査事業場数	企業形態				利用者制度			平均 ヤード数
		社団	株式	財団	不明	会員制	パブリック	その他	
計	82	21	37	2	22	68	9	5	6,308
36 ホール	6	1	5			3		3	12,264
27 ホール	4	1	2	1		3	1		9,164
18 ホール	55	15	21	1	17	49	5	1	6,566
9 ホール	16	3	9		4	12	3	1	2,758
6 ホール	1				1	1			1,795

ールのニコースまたはノ５コースを有する大規模なリンクが小数、半ラウンドのゲームもできないホールリンクが一事業場となっている。企業形態別にみると株式会社の形態をとるものが４５％、社団法人が２５％、財団法人がニ事業場あつて他は組織形態が不明である。その運営については会員制をとるゴルフ場が圧倒的に多く、８３％を占め、会員以外の利用を歓迎しない。「私的クラブ」の形態は未だに存続されている、会員制度をとらず、公衆にリンクを開放している、パブリック制のゴルフ場はわずか１０％で、会員制、パブリック制を兼ねるところも少数しかみられない。会員制のところでは入会金が最高１００万円を超すクラブもあり、低いと言つても１０万円を下るところはないとされている。

この他に、会員（メンバー）であつても年会費、遊技料は別個に支払わねばならない。

ビジター（一般客）の場合でも、料金は１ラウンドについて概ね１,０００円～２,５００円となっており、パブリック制のところはこれよりやや安いが、それにしても１日２ラウンド行なえば相当の額となり、やは

り特定階層の人々の遊技だと言わざるを得ない。

(2) 開場期間

年間を通じて開場しているゴルフ場が大部分で冬期間、霜、雪等の事情で閉場するところは8事業場に過ぎない。(オ2表)

(3) 繁忙状況

繁忙期間が年間を通じて7カ月間以上にも及ぶ事業場が37事業場、4~6カ月間のものが22事業場で、約70%のゴルフ場では繁忙期そのものが業務の常態となっている。

春から秋にかけてが繁忙の時期で、盛夏期は炎暑のため、客足が半減するというゴルフ場もみられるが、一般に冬期の4~5カ月間が閑暇期となっている。

週間においては、土曜、日曜日が忙しく、平日の約2倍のゴルファーがみられる。

すなわち、各ゴルフ場の繁忙期における平日のゴル

オ2表 開場期間

	計	12カ月	8カ月	7カ月
調査事業場	82	74	4	4

ファー数は平均 94 人で土曜、日曜日はこの 1.7 倍の 166 人となり閑暇期では平日が 56 人、土、日曜日は 123 人で平日の約 2.2 倍のゴルフ人数を示している。しかしながら、年間における繁忙期と閑暇期の利用客の比率ではこのような顕著な差は認められない。

(オ3 表)

(4) 開閉場時刻

ゴルフ場の開場時刻を午前 8 時と定めている事業場が約 60%、7 時とするものが約 30% を占めるから殆んどどのゴルフ場は朝の 7 時から 8 時過ぎまでには開場することになる。閉場時刻は午後 8 時までのものが 23 事業場で最も多く、次いで 6 時までのものが 18 事業場、日没時刻及び午後 7 時までとするものがそれぞれ 16 事業場、さらには午後 9 時を閉場時刻としているところが 2 事業場あって、全体の 80% のゴルフ場の閉場時刻が午後 6 時以降に及んでいる。

また 1 日の開場時間が朝の 8 時から夜の 8 時までの 12 時間に達するものが比較的多く、7 時から 8 時まで、13 時間のものがこれに次いでいる。開場時間の最高は午前 6 時から午後 9 時までの 15 時間に及ぶもの

才 3 表 繁 閑 状 況

		繁 忙 期		閑 期		期	
		事業場数	平均利用ゴルフ数		事業場数	平均利用ゴルフ数	
			平 日	土 日 曜		平 日	土 日 曜
総 計	計	82	94	166	82	56	123
	1 ~ 3ヵ月	13	78	135	37	53	124
	4 ~ 6ヵ月	22	88	163	33	58	114
	7 ~ 9ヵ月	32	98	178	4	54	176
	10ヵ月以上	7	126	193	—	—	—
	繁忙差なし 不明	3 5	92 —	138 —	3 5	92 —	138 —
三 六 ホ ー ル	計	6	141	310	6	97	211
	1 ~ 3ヵ月	—	—	—	3	117	200
	4 ~ 6ヵ月	4	131	284	1	75	150
	7 ~ 9ヵ月	1	120	420	2	78	257
	10ヵ月以上	1	200	300	—	—	—
	繁忙差なし 不明	— —	— —	— —	— —	— —	— —
二 七 ホ ー ル	計	4	88	169	4	58	110
	1 ~ 3ヵ月	—	—	—	2	10	100
	4 ~ 6ヵ月	—	—	—	2	105	120
	7 ~ 9ヵ月	3	107	175	—	—	—
	10ヵ月以上	1	30	150	—	—	—
	繁忙差なし 不明	— —	— —	— —	— —	— —	— —

一 ハ ホ ー ル	計 1 4 7 10 繁忙 不 明	55 9 12 22 5 2 5	100 103 92 95 131 130 —	165 176 152 164 181 173 —	55 25 21 2 — 2 3	59 57 58 30 — 80 —	127 131 120 95 — 173 —
九 ホ ー ル	計 1 4 7 10 繁忙 不 明	16 3 6 6 — 1 —	60 10 51 103 — 15 —	121 40 104 189 — 70 —	16 7 8 — — 1 —	34 22 48 — — 15 —	86 70 102 — — 70 —
六 ホ ー ル	計 1 4 7 10 繁忙 不 明	1 1 — — — — —	30 30 — — — — —	50 50 — — — — —	1 — 1 — — — —	20 — 20 — — — —	35 — 35 — — — —

で、1事業場が該当し、このゴルフ場は照明施設を有し、夜間のプレーが可能になっている。

このように開場時間が長時間に及ぶことは、直ちにキャディーの就業時間と結び付くとは考えられないが、先に触れたゴルフ場の開場期間、繁忙状況、開閉場時刻等の状態とあわせてその労働態様を推測させるものがある。(オ4表)

オ4表 開閉場時刻

開閉場	計	6時	～7時	～8時	～9時
計	82	4	25	49	4
日没	7		3	3	1
～6時	18	1	6	11	
～7時	16		5	10	1
～8時	23		7	16	
～9時	2	1	1		
日没	16	2	3	9	2
平均開場時間	11.4 時間				

- (注) 1) 開閉場時刻が季節により異っているものが8事業場あったがこれらについては長時間に及ぶものをとった。
- 2) 平均開場時間は、日没閉場の事業場を除いたものである。

Ⅱ キヤディー数

調査を実施した 82 事業場のうち、キヤディーの数を把握できたものは 81 事業場であつて、キヤディーの総数は 12,592 人である。

男子のキヤディーが 3,716 人、女子が 8,876 人で、女子のキヤディーが男子に比し 2.4 倍程多い。

そのうち 18才以上のキヤディーは、男 643 人、女 5,283 人、計 5,926 人で、女子が圧倒的に多く、18才未満のキヤディー数は 6,431 人で全体の過半数を占め、男 2,903 人、女 3,528 人の内訳となるが、やはり女子のキヤディーが多くみられる。

キヤディーの業務はプレイヤーのクラブバッグを担い、ゴルフリンクを一周するという単純業務であるが、熟練、経験等の度合によつてハウスキヤディーと一般常用キヤディーとに区別されている。ハウスキヤディーともなれば、ゴルフルールの熟知やエチケットが要求される。将来については、プロゴルファーとしての道も拓けている。これらの常用キヤディーのほかに、年間の繁忙期や、週末にかけての繁忙日に使用される臨時キヤディーがいる。

キヤディー総数 12,592 人のうち、ハウスキヤディ

ーを含めた常用キャディー数が6,365人で、臨時キャディー数は残りの約半数を占め、6,227人となっている。

^未18才の常用キャディー 1,615人に対し、18才未満の臨時キャディー数は約3倍の4,816人もみられ、しかもその87%を占める4,185人が18才未満の高校、中卒、小学校の生徒である。

これらはスクールキャディーと呼ばれ、ゴルフ場におけるキャディー業務の重要な担い手となっている。

中、小学校の義務教育課程にある学令児童数は3,203人であるが、このうち15才未満の最低年令未満児童が2,794人もおり、さらに、12才未満の、絶対に就業を禁止される小学生が27人把握されている。

スクールキャディーの場合は、逆に女子より男子の数が多く、年令が低くなるにつれてこの傾向が顕著になるのは、或る程度の体力が業務に要求されるものと思われる。

(才5表の1, 才5表の2)

表5の1 キヤディー数

年齢別 性別 カテゴリー別	男女別	総 計													男													女												
		合 計	18才以上		18才未満							不詳	合 計	18才以上		18才未満							不詳	合 計	18才以上		18才未満							不詳						
			計	高校生 その他	計	15～17才				12才 未満	12才 未満			計	高校生 その他	計	15～17才				12才 未満	12才 未満			計	高校生 その他	計	15才～17才				12才 未満	12才 未満							
						小計	高校生	中学生	その他								小計	高校生	中学生	その他								小計	高校生	中学生	その他									
総 計	合 計	12,572	5,726	48	5,878	6,431	3,637	982	409	2,246	2,767	27	235	3,716	643	3	640	2,703	1,235	588	197	470	1,626	22	170	8,876	5,283	45	5,238	3,528	2,382	394	212	1,776	1,141	5	65			
	36ホール	2,204	806	10	796	1,313	608	119	46	443	705	-	85	650	46	-	46	570	152	60	31	61	418	-	40	1,548	760	10	750	743	456	59	15	382	287	-	45			
	27ホール	506	371	-	371	135	122	34	-	88	13	-	-	112	61	-	61	51	45	20	-	25	6	-	-	394	310	-	310	84	77	14	-	63	7	-	-			
	18ホール	8,762	4,308	38	4,280	4,294	2,587	695	335	1,557	1,902	5	150	2,458	375	3	372	1,953	942	443	149	350	1,006	5	130	6,304	3,943	35	3,908	2,341	1,645	252	186	1,207	696	-	20			
	9ホール	1,084	412	-	412	672	314	131	25	158	336	22	-	465	151	-	151	314	111	62	15	34	186	17	-	619	261	-	261	358	203	69	10	124	150	5	-			
	6ホール	36	19	-	19	17	6	3	3	-	11	-	-	25	10	-	10	15	5	3	2	-	10	-	-	11	9	-	9	2	1	-	1	-	1	-	-			
常 用	合 計	6,365	4,750	-	4,750	1,615	1,615	-	-	1,615	-	-	-	566	411	-	411	155	155	-	-	-	-	-	-	5,799	4,339	-	4,339	1,460	1,460	-	-	1,460	-	-	-			
	36ホール	772	559	-	559	413	413	-	-	413	-	-	-	99	38	-	38	61	61	-	-	-	-	-	-	873	521	-	521	352	352	-	-	352	-	-	-			
	27ホール	361	320	-	320	41	41	-	-	41	-	-	-	47	47	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	314	273	-	273	41	41	-	-	41	-	-	-			
	18ホール	4,604	3,529	-	3,529	1,076	1,075	-	-	1,075	-	-	-	242	170	-	170	72	72	-	-	-	-	-	-	4,362	3,359	-	3,359	1,003	1,003	-	-	1,003	-	-	-			
	9ホール	410	324	-	324	86	86	-	-	86	-	-	-	168	146	-	146	22	22	-	-	-	-	-	-	242	178	-	178	64	64	-	-	64	-	-	-			
	6ホール	18	18	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-			
臨 時	合 計	6,227	1,176	48	1,128	4,816	2,022	982	409	631	2,767	27	235	3,150	232	3	229	2,748	1,100	588	197	315	1,626	22	170	3,077	944	45	897	2,068	922	394	212	316	1,141	5	65			
	36ホール	1,232	247	10	237	900	195	119	46	30	705	-	85	557	8	-	8	509	91	60	31	-	418	-	40	695	239	10	229	391	104	59	15	30	287	-	45			
	27ホール	145	51	-	51	94	81	34	-	47	13	-	-	65	14	-	14	51	45	20	-	25	6	-	-	80	37	-	37	43	36	14	-	22	7	-	-			
	18ホール	4,158	789	38	751	3,219	1,512	695	335	482	1,902	5	150	2,216	205	3	202	1,881	870	443	149	278	1,006	5	130	1,942	584	35	549	1,338	642	252	186	204	696	-	20			
	9ホール	674	88	-	88	586	228	131	25	72	336	22	-	297	5	-	5	290	89	62	15	12	186	17	-	377	83	-	83	294	139	69	10	60	150	5	-			
	6ホール	18	1	-	1	17	6	3	3	-	11	-	-	15	-	-	-	15	5	3	2	-	10	-	-	3	1	-	1	2	1	-	1	-	1	-	-			

- (注) 1) ホール数別とは馬場の規模をホール数によって分けけたものである。
 2) その他は、義務教育課程終了者で学校生徒でないもの
 3) 調査馬場82のうち、馬場(18ホール)はキャディー数について不明であった。

オ5表の2 男女別スクールキャディー数

	計	高校生	学 令 児 童		
			計	中学生	小学生
計	4,233	1,030	3,203	3,176	27
男	2,436	591	1,845	1,823	22
女	1,797	439	1,358	1,353	5

Ⅲ スクールキャディー（中学、小学校の生徒）

(1) 採用方法

これらの児童の採用はゴルフ場が直接学校へ申込み、「学校の紹介」によつたものが29事業場、「販路安定所を通じて学校より紹介」を受けたもの11事業場、「学校の紹介と縁故」によるもの8事業場、「保護者に申込み学校の了解を得て」採用するものが7事業場で、約70%のゴルフ場が、「学校の紹介」によつてキャディーを充足しているが、4月の学年はじめに学校に連絡して、あらかじめ就業希望者を登録しておくなど、近在の学校と緊密な連絡をとっている。

このほか本人が直接申し込むのを採用するものが9事業場あり、学令児童を全然採用しないゴルフ場も6事業場みられる。（オ6表）

(2) 使用時期

学童の使用時期は概ね春から秋にかけての繁忙期間中である。

土曜、日曜、祝祭日、及び学校の春、夏の休暇時期に限って使用するゴルフ場や、学校の修学日は一切避けて休日以外には使用しない事業場が大部分であるが、平日、土曜、日曜を問わず随時使用するゴルフ場が22%もあって、児童の修学時間と関連して注目を引くものである。(オク表)

(3) 家庭の状況

ゴルフ場が観光地及び都市の郊外に所在する関係上、児童の家庭は農家が多く、勤人の家庭がこれに次いでいる。

生活程度は中流以下のものが大部分を占め、小農家庭の子弟にとって、キャディー業務が好個のアルバイトとなっているようである。(オハ表)

オム表 スクール

キヤディーの採用方法

オク表 スクール

キヤディーの使用時期

計	82
学校の紹介	29
学校と保護者の了解	7
縁 故	3
本人直接	9
学校縁 故	8
学校直接	3
学校 安定所	11
学校、保護者 縁故	2
保護者の了解	3
縁 故 安定所	1
採用なし	6

計	82
土曜 日曜 祭日	16
土曜 日曜 祭日 休暇	34
随 時	18
日 曜 祭 日	4
日曜 祭日 休暇	3
休 暇	1
使用せず	6

才8表 スクールキャディーの家庭の状況

家庭の職業		家庭の生活程度	
職業別	事業場数	生活程度別	事業場数
計	82	計	82
農 業	36	上	1
漁 業	1	中	63
勤 人	15	下	11
そ の 他	1	使用せず	6
農 業 漁 業	4		
農 業 勤 人	15		
農 業 そ の 他	3		
勤 人 そ の 他	1		
使用せず	6		

14) 労働態様

キャディーの業務は、クラブバッグを担って、プレイヤーに従い、ゴルフリンクの定められたコースを一巡するのであるが、コースを一周すると、1ラウンドを終了したことになる。前述した如く、ゴルフ場の正規なコースは18ホールあるのが通常であるが、ゴルフ場の規模によって、アウト、インの2コース—36ホールあるものや、27ホールのもの、半ラウンドしかできない9ホールのもの、または6ホールしかない練習場に類似した小規模なもの等がある。

キャディーの歩行距離はホール数によっても異なり、プレイヤーの技術、組人員等の関係によっても、その都度異なるものである。

プレイヤーが打球をホールする瞬間を除いては、絶えずホールからボールへ移動するもので継続的な作業と認められる。

スクールキャディーの労働態様を「平日」、「土曜日」、「日曜、祝祭日」、「休暇時期」と四種に区分して個々について実態をみると、平日の平均就業時間（拘束労働時間）は5・4時間となる。

2クホール、9ホール、6ホール等の特殊なコースのものを、全部18ホールに換算して正規のラウンド数を算出すると、平日における1人平均ラウンド数は0.9ラウンドになり、1ラウンドに満たないが、平日の1ラウンドに要する時間が3時間となるので、0.9ラウンドに要する時間は2時間42分となる。従って平日のスクールキャディーの実働時間は3時間に満たないものといえるが、休憩時間を明確に設定しているところが全然ないので、他の約2時間は客の出を待つ等待時間や、ゴルフアーのプレー前後の練習に立会う時間に充てられるものと思われる。従って労働時間はラウンドプレーに要する時間のみを以て決め難く、むしろ拘束時間に近いものとみるのが妥当ではあるまいか。

土曜日の平均ラウンド数は1.1で、平日よりやや高く、1ラウンドの所要時間も3.6時間となり、長くなっている。従って1日約4時間のプレー業務に終始することになるが、拘束労働時間は5.4時間であるから、平日の場合と変わりなく、ただ労働密度の異なるものと思われる。日曜、祝祭日では8時間労働が平均となっており、1人平均のラウンド数も1.5ラウンドと、平日及び土曜日に比しさらに高くなっている。

才 9 表 労働態様

	規模別	就業時間 (平均時間) (時間)	1人平均 グラウンド 数 (A)	1ラウンド 所要時間 (B)	(A) × (B)	1ラウンド平 均携帯 バック数 (C)	1バック 平均重量 (D)	(C) × (D)	1ラウンド 平均歩行 距離 (E)	(E) × (A)
平日	計	5.4 ^{時間}	0.9	3	2.9	1	5.6 ^{kg}	5.6	6.5 ^{Km}	5.9
	36ホール	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27ホール	2	1	3.3	—	1	7.8	—	5.6	—
	18ホール	6	1	3.2	—	1	5.6	—	7.2	—
	9ホール	5.8	1	2.1	—	1.2	5.3	—	5.4	—
	6ホール	—	0.7	3	—	1	2.5	—	—	—
土曜	計	5.4	1.1	3.6	4.0	1.1	7.1	7.8	6.6	7.3
	36ホール	6	1.2	3.7	—	1	8.4	—	8.7	—
	27ホール	4.8	0.8	3.8	—	1	6.8	—	5.7	—
	18ホール	5.4	1.1	3.6	—	1	7.0	—	6.7	—
	9ホール	6	1.1	3.3	—	1.1	7.6	—	5.4	—
	6ホール	—	0.7	3	—	1	2.5	—	—	—
日曜 祝祭日	計	8.0	1.5	4.0	6.0	1.1	6.8	7.5	7.0	10.5
	36ホール	7.5	1.7	3.7	—	1	8.4	—	8.0	—
	27ホール	7.0	1.6	4.2	—	1	6.7	—	7.1	—
	18ホール	8.0	1.4	4.0	—	1.1	6.9	—	6.1	—
	9ホール	8.7	1.6	4.4	—	1.1	6.3	—	5.4	—
	6ホール	—	1	3.0	—	1	2.5	—	6.5	—
休暇	計	7.7	1.3	3.7	4.8	1.0	6.9	6.9	—	9.2
	36ホール	7.5	1.5	3.3	—	1.0	8.0	—	9.0	—
	27ホール	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	18ホール	7.5	1.4	3.5	—	1.1	6.8	—	7.1	—
	9ホール	8.1	1.3	3.8	—	1.0	7.4	—	5.8	—
	6ホール	—	1.0	3.0	—	1.0	2.5	—	—	—

(注) ラウンド数は18ホールに換算したものである。

なお1ラウンドの所要時間は4時間となるから、1

日約6時間がプレー業務にたずさわる実働時間と認

められる。

1 ラウンドに要する時間が平日、土曜、日曜とそれぞれ異なるのは、ゴルファーのハンデの大小にも関係があるが、利用客が多いとプレーにおける組人員がふえるためである。個別的にみると、調査事業場 82 のうち、日曜日に、2 ラウンド以上の業務をスクールキャディーに行なわす事業場が 14 もみられ、さらに就業時間が 8 時間を超える事業場が 16 事業場あり、このうち、10 時間以上のものが 7 事業場ある。

学校の休暇時期に使用されるキャディーの労働時間は、ほぼ日曜、祝祭日におけるものと変わらないが、就業時間は 2.7 時間とやや短かく、1 人当りのラウンド数は 1.3、1 ラウンドの所要時間は 3.7 時間となっている。

以上の如く、スクールキャディーの労働時間はゴルフ場の繁忙の度合、または修学日の如何によつて異つてはいるが、修学時間との関連においてみると、土曜日は放課後に就業するものと思われるが、平日の場合は午後から就業するとしても、修学時間の中で早退する児童が多いことが予測され、しかも平日にスクー

ルキャディーを使用するゴルフ場が22%もあり、一考を要するものである。

そしてまた、平日と土曜日に就業する児童の大半は、修学時間と通算すると、ク時間の制限を超える、労働に従事しているものとみなされる状況にある。

次にキャディーが担うクラブバッグの重量の問題であるが、まずラウンドにおけるバッグの携帯個数からみると、平日、休暇時においては、1バッグ 土曜日曜日には 1/1バッグが平均となり、客数に応じて携帯数に差が認められる。2個のバッグを携帯させるゴルフ場は、土曜日においては2事業場、日曜日においては4事業場、「1箇ないし2箇を携帯させる」と回答した事業場を含めても、極めて少数しか認められない。

バッグの重量はその中に入れるクラブの本数とクラブ自体の重さによつて異なるもので、バッグのクラブ数は10本～14本が普通であり、ホール数またはコースの地形によつて本数をさめたり、クラブの使い分けをするものである。

特殊なクラブは一本でも相当な目方のものがある。

スクールキャディーの扱うバッグの重量を就業日別に平均してみると、平日は 5.6 Kg 、土曜日 7.1 Kg 、日曜祝祭日 6.8 Kg 、休暇時では 6.7 Kg となり、それぞれ異なった数字を示めすが、さらにこれらを平均してみた場合、約 6.5 Kg となる。

バッグ1箇の平均重量は、土曜日における 7.1 Kg が最高であるが、バッグの平均携帯数が1.1箇となるから、1ラウンドにおけるキャディーの重量の負荷は、最高であつても 7.8 Kg （二貫百匁）を超えることがないことになる。

さらにゴルフ場のホール数別に、バッグ1箇についての平均重量を検討すると、その最高は、36ホールのコースを持つゴルフ場におけるもので、 8.4 Kg となっており、その携帯バッグ数は1.1個が平均であるから、キャディーは 9.24 Kg （二貫四百匁）の重量物を取扱うことになる。

女子年少者労働基準規則オ×ク条に規定する、荷16才未満の重量物取扱の範囲は、断続作業の場合
男 15 Kg 、女 12 Kg 、継続作業では男 10 Kg

女 8kg以内となっているが、キャディーの業務はその態様からして継続作業とみるのが至当であり、右の制限に於いて触するのは、36 ホールのコースを有するゴルフ場の場合のみで、しかも男子のキャディーには該当しないことになる。

しかしながら、個々の事業場についてみると、女子の重量制限8kgを超過するバッグを携帯させる事業場が24事業場もあり、全体の30%を占め、男子の制限重量10kgを超えるものが、6事業場認められる。

こうした重さのバッグをかついで、プレイヤーと共にコースをまわる。キャディーの一日の歩行距離は、平日で5.9km、土曜日では7.3km、日曜祝祭日は10.5km、休暇時では9.2kmが平均である。

ホール数の多いゴルフ場の場合や、利用客の多い日には、それなりに歩行距離が長くなるのである。（オ9表）

ゴルフ場のなかにはキャディーに直接バッグを持たすことを避け、キャディーカー（手押車）を使用させてバッグを運搬させるところもあつて、14事業場にその備付が認められる。

キャディーカーの備付台数は、事業場当り2.3台程度のもので、操作にも相当の力を要するため、キャディーにあまり使用されていないが、将来、車に改良が加えられ、軽便化すれば、その普及に伴ない、キャディーの労働は一般と軽減されるものと思われる。(オ10表)

オ10表 キャディーカーの有無

	計	あ り	な し
事業場数	82	14	68

(5) 賃 金

スクールキャディーの賃金は一般に、1ラウンドを基礎とした、出来高給の形態がとられている。ホール数の異なるものを全部18ホールに置き換え、1ラウンドの単価を算出すると、1ラウンドにつき160円を支給する事業場が最も多く、20事業場が該当する。

次に140円を支給する事業場が19事業場あり、以下100円未満のものが12事業場、180円のもの8事業場、120円7事業場の順になるが、200

円以上を支給する事業場が、事業場もみられる。(オ
11 表の1)

オ11 表の1 スクール・キャディーの賃金 (1 ラウンド当り)

	計	100円以下	~120円	~140円	~160円	~180円	~200円	200円を 超えるもの	不詳
事業場数	76	12	7	19	20	8	5	2	3

(注) 回答のあった事業場数は76事業場であった。

このほか、何等かの手当を支給する事業場が全事業場の67%の51事業場にみられる。雨天や、雪の日の業務に支給する、「荒天手当」が最も多く諸手当中の約30%を占めている。

次に、「被服手当」の支給が多く、キャディーの上衣、ズボン、帽子、靴等の、業務に必要な現物を支給している。

続いて「通勤手当」「時間外手当」「精進手当」「練習手当」「重量手当」の順になっている。練習手当はキャディーがプレイヤーの練習に立会う時間に応じて支払われ、重量手当はクラブバックの重量が9.3kg(二貫五百匁)、ないし10.5kg(二貫八百匁)を超える場合に支給されている。また賞金を支給する事業

場が 11 事業場あるがその金額は不明である。(才 11 表の 2)

なお出勤したが、天候や客数の関係でプレイヤーにつけない場合、その保障として「保障給」を支給するゴルフ場が多く、その額は 50 円程度のものが多いが、なかには 100 円以上を支給する事業場もある。(才 11 表の 3)

才 11 表の 2 諸手当の支給状況

調査事業場数	手当のある事業場									手当のない事業場
	計	時間外手当	雨天手当	通勤手当	被服手当	重量手当	夜勤手当	練習手当	賞与	
76	51	11	21	12	18	6	9	9	11	25

才 11 表の 3 保障給の支給状況

調査事業場総数	保障給のある事業場							保障給のない事業場
	計	50円以下	～80円	～100円	100円以上	不詳	平均額	
76	60	27	7	13	6	24	84円	14

このほかに賃金とは言えないが、出勤状況の良好な児童に対し、学用品代の補充の意味で、1人千円の額を、毎月学校を通じて支払っているゴルフ場もみられた。

18才未満のハウスキャディーの賃金を参考にあげると、基本給はスクールキャディーと同様に1ラウンドを単価として計算され、最低160円を下らず、200円前後のものが大多数を占めている。スクールキャディーに比し、少くともラウンド当り、40～50円の高額である。

またハウスキャディーに対しては、定額の月給制をとるゴルフ場も相当数にのぼり、諸手当の内容も一段と充実している。

スクールキャディーに対する賃金の支払は、月1回、または2回、定期に支給する事業場が過半数を占め、その他は日払と週払とに分れている。賃金を直接本人に支払うものが28%を占めているが、その他の事業場は親元に支払う4事業場は別として、学校に対し支払うのが4事業場、農業協同組合の学校預金当座に繰り込むのが³事業場。スクールキャディーの代表者に支払うところが2事業場あり、賃金をその都度支払わないで、ゴルフクラブのキャディー積立金に廻すものが3事業場あつて、注目を引く。(才12表)

才12表 賃金の支払方法

	計	日 払	週 払	月 払
計	76	18	8	50
直接本人	59	14	7	38
親 元	4	1	1	2
学 校	4	—	—	4
農 協 に	3	—	—	3
クラブ対会	3	—	—	3
出勤者の代表者	2	2	—	—
不 明	1	1	—	—

IV 災害発生状況及び災害補償

ゴルフ・キャディー全員についての業務上の受傷災害は、年間において75%の事業場に認められる。災害発生ゴルフ場の月平均発生件数は約2件である。

18才未満の年少キャディー、またはスクールキャディーの受傷状況は詳びらかではないが、災害原因の殆んどがプレイヤーの打球による、足、腰、上肢の打撲である。プレイヤーのクラブで強打されたものも僅かにみら

れるが、大半が休業1週間以内の軽傷である。休業2週間を超える重傷災害は3件のみであった。

頭部等の重傷災害，発生を防止する意味で，キャディーに安全帽の着用を考慮しているゴルフ場もあって，総じてコースに余裕のない事業場，小規模なゴルフ場，そして開場の日浅いリンクに災害多発の傾向が強いようである。

災害に対する補償は，83%のゴルフ場において何等かの方法で措置されているが，残り20%のゴルフ事業では全然補償の方法が講じられておらず，軽視できないものがある。

補償方法として最も多いのは，「その他の保険」としてゴルフ場があげている，民間の保険会社が代行して傷害補償を行うものである。

この方法には2種類あって，プレイヤー自身が保険会社と契約して，才三者に与えた傷害について一切の費用を負担するものと，ゴルフクラブが契約者となり，施設内に起きたプレイヤー，キャディーを含めた傷害事故に関して補償するものである。アメリカ，イギリス等の外国の保険会社と契約しているものもあるが，

一種の賠償責任保険で、いずれも災害による休業等の、労働の一時不能に対する補償がなく、特に前者はゴルフ場の賠償責任を回避しているように思われる。

これと同様なものに、加害プレイヤーに見舞金を支出させるのみで、かえりみないところがあり、ク事業場が該当するが災害の程度にかかわらず見舞金の額も予め定められているため、療養、休業に伴う、実際の費用よりも不足する場合も予想される。

このほか、見舞金に併わせて、事業主（ゴルフクラブ）が補償費を負担する事業場が10事業場あり、労働者災害補償保険に加入しているゴルフ場が19事業場ある。

労災保険に「事業主の給付金」「プレイヤーの見舞金」「その他の保険」等を併わせて、補償する事業場が大部分で、労災保険のみを補償の内容としている事業場は六事業場である。このように、一事業場で数種の補償方法を兼ねて実施しているところもあるが、全般的にみて、補償方法、補償内容は完全とはいえず、統一のある適正な補償体制の確立が望まれる。（才13表）

才13表 災害補償状況

調 査 事業場数	補償のあ る事業場数	補 償 方 法						
		事業主	ゴルファー	労 災	その他の 保 険	事業主 ゴルファー	事業主 労 災	事業主 その他の 保 険
82	68	12	7	6	17	10	5	3

補 償 方 法						補償のない 事業場数
ゴルファー 労 災	労 災 その他の保険	事業主 ゴルファー 労 災	事業主 労 災 その他の保険	ゴルファー 労 災 その他の保険	ゴルファー その他の 保 険	
1	4	1	1	1	1	17

Ⅶ 福利厚生施設等の状況

福利厚生的な施設を有する事業場やキャディーに関してのレクリエーション等の催しを行なうゴルフ場は約43%を占めるがその主なものを内容順にあげると、ラジオ、テレビ、図書雑誌、碁将棋、生花お茶、洋裁、和裁等の「教養、娯楽」の設備等があるものが16事業場、キャディー室等の「休憩、休養」の施設が11事業場、卓球バレー、野球等の「スポーツ用具」を備付るもの10事業場、年1回「慰安旅行」を行うもの9事業場、「浴場」「寄宿舎」の施設を有するものがそれぞれ7事業場となる。

その他、「更衣室」「通勤バス」を備付けるものや、優良キャディーの表彰を行うもの、退屈金制度を設けているものが若干ながら認められる。これ等の施設等は常用キャ

ディーを主として対象としたもので、スクールキャディーにとって殆んど利用されていないか、または該当しないものが多い。(才14表)

才14表 福利厚生施設等の状況

調査 事業 場数	施設等 のある事業 場数	福利厚生施設等の内容										施設等 のない事業 場数
		教養 娯楽	休養 施設	スポーツ 用具	浴場	更衣室	慰安 旅行	表彰	寄附 施設	宿泊 施設	退職金	通勤 バス
82	35	16	11	10	7	5	9	2	7	1	1	50

(注) 内容別の数字は延数である。

Ⅶ 使用者の意見

調査票に現われた使用者の希望や意見等を総合すると次の様に大別される。

(1) キャディーの不足を訴えるもの

すべてのゴルフ場が一様にキャディーの不足になやんでいるようであり、地元では補充がつかず、他県に求めているが充足できないと訴えるものが多く、特に臨時のキャディーはゴルフ場の近郊より求めねばならないから、一層不足をきたしているようである。

小学生上級者の使用を、法的に許されることを強く希求する意見もあつて、これらのキャディー不足の

現状は、必然的に地元の学令児童の雇用に転嫁され、今後さらに低年令児童の就業増加が予見される。

(2) キャディーとの間に雇用関係はないとするもの

キャディーは本来プレイヤーが雇うもので、ゴルフ場は単に場所を提供し、客より支払うキャディーの報酬を仲継ぎするだけのものであるという、一部にみられる意見である。

・会員制等のゴルフクラブの組織形態に関連した意見であると思われるが、このような考え方がキャディーの扱い方や災害補償の方法等の面にも現われている。同様な意見で

(3) 業態が一般と異なるから、労働基準法の画一的な適用に異論を持つもの。

これと反対に

(4) すべての英で労働基準法の線にそうよう努力する。

という協調的意見をのべるもの。また、

(5) キャディー業務は健康的で、環境、労働条件が良く、低年令児童の就業には快適である。

(6) 社会保険の加入、厚生施設の拡充に意を用い年少者の人間育成に努力している。と自讃的なものがある。

VII 結 語

この調査はすでに述べたとおり、事業場に質問事項を示し、通信により回答を求めた、質問紙調査方法をとったので、キヤディーの労働実態について必ずしも正しくを得たものとは言い難いが、調査の実施に際して課題とした諸実については、少なからず問題実が把握され、今後の施策に利するものがあつた。

その問題実を要約すれば次の如きものである：

(1) 最低年齢未満児童の就業について。

キヤディーの過半数が18才未満の年少者で占められ、その約半数の27名が15才未満の就業に許可を要する児童である。しかも12才未満の就業を例外なく禁止される小学生も相当数みられ、注目されるが、小学生の就業は即時排除すべきもので、殊更言を要す迄もないが、ゴルフ場の増加に伴ない、今後益々年少キヤディー数が増え、特にスクールキヤディーと呼ばれる学令児童の臨時キヤディーの雇用が増加し、且つその負荷の増大することが調査結果の諸項目より導かれる。

労働基準法では、15才未満の児童の就業について

は、その労働が輕易であり、健康、福祉に有害でないことを条件として許可を与えているが、娯楽場等の業務については、女子年少者労働基準規則によって児童の使用許可を禁じている。娯楽場における業務が禁止されるのは、立法的にいつて、その児童の健全な成長にそぐわない環境であり、接客的業務にあると考えられる。ゴルフ場においても、独特な雰囲気や、接客的要素はないではないが、キャディーの業務には殆んど影響が認められず、その取扱い環境は至って明るく健康的で、一般娯楽場にみられる反福祉的有害性はまったくないものと思われる。また労働の内容も健康的であり、個別的には労働時間、重量物の取扱等において問題点があるが本質的にはその労働は輕易なものと認められる。

ゴルフ場を何業種として取扱うかは問題であるが、使用許可の対象として扱って、支障のないものと思われる。

ゴルフキャディーの労働については調査結果からしても、15才未満の児童の就業問題につきるものであり、この取扱いを解決することが先決問題であろう。

(2) 労働時間について

スクールキヤディーの休憩時間は全般的に不明確であるが、日曜祭日における就業では、フレイヤーに要する労働時間だけをとつても、8時間を超える事業場が約20%（16事業場）もみられ、平日土曜日の就業も修学時間を通算した場合、その大半が8時間を超え、児童の労働時間に達する可能性が強い。

特に平日においては、修学時間の中途から就業する児童が多いものと思われるので、修学に専念させる上に、学令児童の平日の就業は禁止すべきであると思われる。

(3) クラブバックの取扱いについて

クラブバックの重量は女子年少者労働基準規則に定める制限内にとどめ、その携帯個数は原則として1個とすることが望ましい。特に女子の学令児童については、全体の30%の事業場が8Kgの制限を超過した労働に使用していることが認められ、18才未満のキヤディー総数からみても女子が多いから事業場の一層の配慮が必要である。なお児童の労働を軽減するために、軽便なキヤディカー等の使用について検討が要請

される。

その他賃金の支払、災害防止、災害補償について、適正な管理とその体制の確立が望まれるが、単にゴルフ場のみに限らず、ゴルフ場近在の学校及び児童に対しても、これらの事項に関して活発な啓蒙指導の必要性が痛感される。そしてこれら最低年齢未満児童の就業については、明確且つ、具体的な取扱基準が早急に樹立されることと相まって、児童が修学に支障なく、十分に心身の成長をはかることをこまたげないような配慮が社会的にも望まれるのである。

